

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次

ページ

人事委員会規則

○人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……………1

○人事委員会規則七―一（給料の調整額）の一部を改正する規則……………1

○人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則……………1

○人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則……………8

○人事委員会規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則……………9

人事委員会訓令

○人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令……………11

人事委員会規則

人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

規則七―〇（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

第三十五条第二項中「別表」を「別表第一」に、「割合が百分の十八以下」を「区分が三種、四種、五種、六種及び七種」に改める。

別表第三中「盲学校、聾学校又は養護学校」、「又は盲学校、聾学校若しくは養護学校」及び「若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「又は特別支援学校」に改める。

別表第六のりの表備考3中「2級13号」を「2級15号」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―二（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―二（給料の調整額）の一部を改正する規則

規則七―二（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一健康福祉部医務薬事課の項を削り、同表児童相談所の項中「所長」を「中央児童相談所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則

規則七―三（管理職手当）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「以下」を「第二条及び別表第二において」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第二条の見出しを「（支給職員及び区分）」に改め、同条中「別表」を「別表第一」に改め、「占める職員」の下に「とし、当該職に係る管理職手当の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分」を加える。

第三条を次のように改める。

（手当の額）

第三条 別表第一に掲げる職を占める職員のうち法第二十八条の四第一項又は法第二十八条の五第一項の規定により採用された職員以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条の規定による管理職手当の区分に応じ、別表第二の管理職手当の額欄に定める額とする。

別表を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

組 織	知事 部局					
	本庁					
職	理事 知事公室長 部長 出納局長 森林技監	次長 国体・障害者スポーツ大 会局長 参事	課長 室長 センター長 チームリーダー 考査員 政策監 報道監 防災監 将来構想推進監 県民総参加推進監 障害者スポーツ大会推進 監	研究推進監 I T 改革推進監 事業調整監 技術管理監 企業誘致専門監 流域防災監	総合調整主幹 上席主幹	班長 専門主幹 報道専門員 広報専門員
	一 種	二 種	三 種		四 種	五 種
区 分						

東京事務所	地域振興局										
	建設部の ダム管理 事務所	農林部仙 北平野農 村整備事 務所	農林部八 郎潟基幹 施設管理 事務所	総務企画 部大館事 務所							
所長	所長 班長 専門主幹	所長 班長 専門主幹	所長 班長 専門主幹	所長 班長 専門主幹	所長	課長 班長 専門主幹 出納室長	次長 上席主幹 地域環境専門員	部長 地域振興監	局長(北秋田地域振興局、 秋田地域振興局及び仙北 地域振興局を除く。)	局長(北秋田地域振興局、 秋田地域振興局及び仙北 地域振興局に限る。)	局長(北秋田地域振興局、 秋田地域振興局及び仙北 地域振興局に限る。)
一種	五種	五種	五種	五種	四種	五種	四種	三種	二種	一種	一種

農林水産技 術センタ ー	健康環境セ ンター						自治研修所			消防学校		公文書館			
	所長	班長 専門主幹 上席研究員	部長	室長	所長	班長 専門主幹	次長	所長	班長 専門主幹	副校長 班長 専門主幹	校長	副館長 班長 専門主幹	館長	班長 専門主幹	課長 企画監
総合食品研究所長 農業試験場長 果樹試験場長 畜産試験場長	一種	五種	四種	三種	二種	五種	三種	二種	五種	五種	三種	五種	三種	五種	三種

保健所	産業技術総 合研究セン ター														
	所長	班長 専門主幹 上席研究員	所長	班長 専門主幹 上席研究員	部長 工業技術センター次長 主席研究員	高度技術研究所副所長 工業技術センター所長 高度技術研究所副所長	所長 高度技術研究所長	主任専門研究員	班長 専門主幹 上席研究員	部長(農業試験場を除 く。)	上席主幹 部長(農業試験場に限 る。)	主席研究員	室長 次長 醸造試験場長 食品加工研究所長	水産振興センター所長 森林技術センター所長	
三種	五種	四種	五種	三種	二種	一種	六種	五種	四種	三種	三種	三種	三種	三種	三種

児童会館		児童相談所			精神保健福祉センター		太平洋療育園				福祉相談センター				
班長 専門主幹	館長	班長 専門主幹	所長（中央児童相談所を除く。）	所長（中央児童相談所に限る。）	班長 専門主幹	所長	看護師長	班長 専門主幹 総看護師長	医長 事務局長	園長	班長 専門主幹	所長	班長 専門主幹	課長 班長 専門主幹	次長
五種	四種	五種	四種	三種	五種	三種	七種	五種	四種	二種	五種	三種	五種	五種	四種

リハビリテーション・精神医療セ		脳血管研究センター								女性相談所		千秋学園	
副所長	所長	主任専門員 看護師長	主席専門員 副総看護師長	班長 専門主幹	科長 薬局長 総看護師長	主任研究員	研究局の部長 病院の部長 事務部次長	副研究局長 副病院長 事務部長	病院長 研究局長 副所長	班長 専門主幹	所長	班長 専門主幹	園長
二種	一種	七種	六種	五種	四種	四種	三種	二種	一種	五種	四種	五種	四種

動物管理センター		食肉衛生検査所		生活センター		衛生看護学院			センター					
班長 専門主幹	所長	班長 専門主幹	所長	班長 専門主幹	所長	班長 事務部長 教務部長 専門主幹	副学院長	学院長	主任専門員 看護師長	主席専門員 副総看護師長	班長 専門主幹	科長 薬局長 総看護師長	医療部長 医療部次長 事務部長	医療部長
五種	四種	五種	四種	五種	三種	五種	二種	七種	六種	五種	四種	四種	三種	三種

大阪事務所		北海道事務所		計量検定所		家畜保健衛生所			花き種苗センター	病害虫防除所	農業研修センター	鳥獣保護センター
専門主幹	所長	専門主幹	所長	専門主幹	所長	専門主幹	次長	所長（中央家畜保健衛生所を除く。）	専門主幹	専門主幹	専門主幹	専門主幹
五種	三種	五種	三種	五種	四種	五種	四種	三種	五種	五種	四種	五種

砂子沢ダム	港湾事務所		秋田中央道路建設事務所		流域下水道事務所		職業能力開発校		福岡事務所	名古屋事務所	
所長	専門主幹	所長（秋田港湾事務所を除く。）	専門主幹	所長	専門主幹	所長（中央流域下水道事務所を除く。）	専門主幹	校長（鷹巣技術専門校に限る。）	専門主幹	専門主幹	所長
五種	五種	四種	五種	四種	五種	四種	五種	四種	五種	三種	五種

監査委員	人事委員会		議会				建設事務所							
監査事務局	人事委員会事務局		議会事務局				労働委員会事務局		大館能代空港管理事務所		秋田空港管理事務所		建設事務所	
事務局長	専門主幹	課長	参事	事務局長	専門主幹	課長	次長	事務局長	専門主幹	課長	参事	事務局長	専門主幹	所長
一種	五種	三種	二種	五種	三種	二種	一種	五種	三種	二種	一種	五種	四種	五種

教育委員会																															
教育庁本庁																															
総合教育センター		払田柵跡調査事務所	教育事務所出張所		教育事務所										教育次長	参事	課長	室長	政策監	総合調整主幹	主幹	主席専門員	主任専門員	所長	副所長	主任専門員	出張所長	主任専門員	所長	首席監査監	
副所長		所長	所長	主任専門員	出張所長	主任専門員	副所長	所長	主任専門員	主席専門員	主幹	総合調整主幹	課長	室長	政策監	総合調整主幹	主幹	主席専門員	主任専門員	所長	副所長	主任専門員	出張所長	主任専門員	所長	副所長	主任専門員	出張所長	主任専門員	所長	首席監査監
四種		二種	六種	七種	五種	七種	六種	三種	七種	六種	五種	四種	三種	二種	五種	四種	三種	二種	五種	四種	三種	二種	五種	四種	三種	二種	五種	四種	三種	二種	

生涯学習センター		農業科学館			博物館			近代美術館				少年自然の家			青少年交流センター		図書館				
所長	主任専門員	副館長	館長	主任専門員	副館長	館長	主任専門員	主幹	副館長	館長	主任専門員	副所長	所長	主任専門員	所長	主任専門員	副館長	館長	主任専門員	主幹	
二種	七種	五種	三種	七種	四種	二種	七種	五種	四種	三種	七種	六種	四種	七種	四種	七種	四種	二種	七種	五種	

高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（人事委員会が別に定める学校に限る。）		高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校（人事委員会が別に定める学校を除く。）		スポーツ科学センター			埋蔵文化財センター			センター			
教頭	主幹	校長	事務長	教頭	校長	主任専門員	副所長	所長	課長	副所長	所長	主任専門員	副所長
七種（人事	五種	五種（人事委員会が別に定める校長にあつては、四種）	七種	七種（人事委員会が別に定める教頭にあつては、六種）	六種（人事委員会が別に定める校長にあつては、四種又は五種）	七種	五種	三種	七種	五種	三種	七種	四種

警察		中学校		警察本部		警察学校
事務長	校長	教頭	部長 首席監察官 首席参事官 参事官 運転免許センター長	課長 機動捜査隊長 科学捜査研究所長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 機動隊長 主席調査官 監察官 留置管理官 免許監理官 高齢者交通事故対策官	調査官 交通聴聞官 刑事指導官 交通管制官 刑事調査官	
委員会が別に定める教頭にあつては、六種)	七種	六種	七種	二種	四種	二種
				三種		三種
						四種

警察署		
署長（にかほ警察署及び仙北警察署を除く。）	二種	
署長（にかほ警察署及び仙北警察署に限る。） 副署長（秋田中央警察署に限る。） 主席調査官	三種	
副署長（秋田中央警察署を除く。） 刑事官 地域交通官 調査官	四種	

備考 この表の警察の項に掲げる職は、警察官にあつては警視である者の占めるものに限るものとする。

別表第2（第3条関係）

1 行政職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	一 種	130,300円
8 級	一 種	117,500円
	二 種	94,000円
7 級	三 種	79,700円
6 級	三 種	74,800円
	四 種	66,500円
	五 種	58,200円
	六 種	49,900円
	七 種	41,600円
5 級	四 種	63,500円

4 級	五 種	55,500円
	六 種	47,600円
	七 種	39,700円
4 級	五 種	51,800円
	六 種	44,400円
	七 種	37,000円
3 級	五 種	41,700円

2 公安職給料表

職務の級	区分	管理職手当の額
9 級	二 種	95,700円
8 級	二 種	90,900円
7 級	三 種	80,500円
	四 種	71,500円
6 級	三 種	77,500円
	四 種	68,900円

3 教育職給料表(一)

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	四 種	72,800円
	五 種	63,700円
	六 種	54,600円
3 級	四 種	69,300円

	五 種	60,700円
	六 種	52,000円 (条例別表第4第1号の表の備考2に定める職員にあつては、52,900円)
	七 種	43,300円 (条例別表第4第1号の表の備考2に定める職員にあつては、44,100円)
2 級	五 種	58,400円
	六 種	50,100円
	七 種	41,700円

4 教育職給料表(㉔)

職 務 の 級	区 分	管理職手当の額
4 級	四 種	70,100円
	五 種	61,400円
	六 種	52,600円
3 級	四 種	68,800円
	五 種	60,200円
	六 種	51,600円 (条例別表第4第2号の表の備考2に定める職員にあつては、52,500円)
2 級	七 種	43,000円 (条例別表第4第2号の表の備考2に定める職員にあつては、43,700円)
	五 種	57,200円
	六 種	49,000円

5 研究職給料表			七 種	40,800円
職 務 の 級	区 分	管理職手当の額		
5 級	一 種	129,300円		
	二 種	103,400円		
4 級	三 種	80,600円		
	四 種	71,700円		
	五 種	62,700円		
3 級	四 種	65,000円		
	五 種	56,900円		

6 医療職給料表(㉕)			職 務 の 級	区 分	管理職手当の額
4 級	一 種	種	二 種	種	137,700円
3 級	二 種	種	三 種	種	110,100円
2 級	三 種	種	四 種	種	99,100円
1 級	四 種	種	五 種	種	82,200円
7 医療職給料表(㉖)	五 種	種	六 種	種	76,400円

職 務 の 級	区 分	管理職手当の額
---------	-----	---------

6 級	三 種	74,800円
	四 種	66,500円
5 級	四 種	62,800円
	五 種	55,000円
	六 種	47,100円
4 級	七 種	39,300円
	五 種	41,800円

8 医療職給料表(㉗)			職 務 の 級	区 分	管理職手当の額
6 級	四 種	種	五 種	種	69,300円
	五 種				
5 級	六 種	種	七 種	種	47,400円
	七 種				
4 級	八 種	種	九 種	種	39,500円
	九 種				

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年条例第二十二号)第九条第一項の規定により管理職手当を支給する職員のうち、この規則による改正後の規則七―三(管理職手当)(以下「新規規則」という。)第三条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成二十三年三月三十一日までの間、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当として支給する。

一 平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで 百

分の百

二 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで
百分の七十五

三 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
百分の五十

四 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
百分の二十五

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける職員（以下「同一給料表適用職員」という。）であつて、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、相当区分職員（同日において占めていたこの規則による改正前の規則七―三（管理職手当）第二条に規定する別表に掲げる職に係る同表の割合欄に定める割合（以下「旧支給割合」という。））に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規則別表第一に掲げる職を占める職員をいう。第三号において同じ。） 同日にその者が受けていた管理職手当の額

二 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、下位区分相当職員（旧支給割合より低い割合に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規則別表第一に掲げる職を占める職員をいう。第四号において同じ。）施行日以降に適用されることとなる新規則別表第一の区分欄に掲げる区分に対応する附則別表の旧支給割合を施行日の前日に適用したとしたならばその者が同日に受けることとなる管理職手当の額

三 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、相当区分職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の額

四 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、下位区分相当職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日以降に適用されることとなる新規則別表第一の区分欄に掲げる区分に対応する附則別表の旧支給割合を施行日の前日に適用したとしたならばその者が同日に受けることとなる管理職手当の額

五 同一給料表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級と同一の職務の級に属するもののうち、旧支給割合より高い割合に対応する附則別表の新区分欄に掲げる区分に対応する新規則別表第一に掲げる職を占める職員 同日にその者が受けていた管理職手当の額

六 施行日以後に給料表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の額

七 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第五十九号）の適用職員であつた者等から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受けることとなった職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして人事委員会が定める職員 前各号の規定に準じて人事委員会が定める額

附則別表

旧 給 割 合	新 区 分
百分の二十五	一 種
百分の二十	二 種
百分の十八	三 種
百分の十六	四 種
百分の十四	五 種
百分の十二	六 種
百分の十	七 種

（規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則の一部改正）

4 規則七―三（管理職手当）の一部を改正する規則（平成十八年三月三十一日公布）の一部を次のように改正する。
附則第三項を削る。

5 （規則七―八（宿日直手当）の一部を改正する規則）
規則七―八（宿日直手当）の一部を次のように改正する。
第三条第六号中「畜産試験場」を「農林水産技術センター畜産試験場」に改める。
第四条第一項第二号中「割合が百分の二十以上」を「区分が一種又は二種」に改める。

6 （規則七―九（期末手当及び勤勉手当）の一部改正）
規則七―九（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「別表に規定する割合が百分の二十五又は百分の二十とされている」を「の規定による管理職手当の区分が一種又は二種の」に改める。

第四条の四第一項第一号中「別表に規定する割合が百分の二十五とされている」を「の規定による管理職手当の区分が一種の」に改め、同項第二号中「別表に規定する割合が百分の二十とされている」を「の規定による管理職手当の区分が二種の」に改める。

7 （規則七―一一（管理職員特別勤務手当）の一部改正）
規則七―一一（管理職員特別勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「別表に掲げる割合」を「第二条の規定による管理職手当」に改め、同号イ中「百分の二十五」を「一種」に改め、同号ロ中「百分の二十」を「二種」に改め、同号ハ中「百分の十八」を「三種」に改め、同号ニ中「百分の十二」を「四種、五種及び六種」に改め、「百分の十四及び百分の十六」を削り、同号ホ中「百分の十及び百分の十二」を「六種」に改め、「除く。」の下に「及び七種」を加える。

8 （規則七―四五（初任給調整手当）の一部改正）
規則七―四五（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「割合が百分の二十五である」を「区分が一種の」に改める。

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

規則七―三三（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「子ども博物館」を削り、同項第六号中「又は公文書館」を「公文書館又は児童会館」に改める。

第三条の二第二項第三号中「子ども博物館」を削り、同項第四号中「又は公文書館」を「公文書館又は児童会館」に改める。

附 則

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成十九年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則七―四六（特殊勤務手当）の一部を改正する規則

規則七 四六（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「秋田地域振興局にあつて」を「北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び仙北地域振興局にあつて」に改める。
 第四条を削る。

第五條中「第六條第一項第五号」を「第五條第一項第五号」に改め、同條を第四條とする。

第五條の二中「第七條第一項第二号」を「第六條第一項第二号」に改め、同條を第五條とする。

第五條の三中「第八條第一項」を「第七條第一項」に、「あつた」を「あった」に改め、同条を第五條の二とする。

第六條第一項中「第九條第一項第一号」を「第八條第一項第一号」に改め、同條第二項及び第三項中「第九條第一項第二号」を「第八條第一項第二号」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(麻薬取締業務手当)

第六條の二 條例第九條第一項に規定する規則で定める業務は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四條第五項に規定する職務及び同法第五十六條第一項に規定する厚生労働大臣からの求めに應じて行ふ業務とする。

2 条例第九条第三項に規定する規則で定める額は、百五十円とする。

第七條の見出しを「(公害防止業務手当)」に、同条中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項」に、「同号」を「同項」に、「次に掲げる」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十九条第一項の規定による立入検査の業務のうち、帳簿書類の検査以外の」に改め、各号を削る。

第九條第一項中「第十五條第一項第一号」を「第十四條第一項第一号」に改め、同項の表中「橋りよう」を「橋りよう」に改め、同條第二項中「第十五條第一項第四号」を「第十四條第一項第四号」に改め、同條第三項中「第十五條第一項第五号」を「第十四條第一項第五号」に改める。

第十条を削る。

第十一条中「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「第二十一条第一項第二号」を「第十八条第一項第二号」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十六条第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十三条の二中「第二十七条第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同条を第十三条とする。

第十四条中「第二十八条第二項第一号」を「第二十三条第二項第一号」に改める。

第十五条中「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「あつて」を「あつて」に改める。

第十六条第一項中「第三十一条第一号」を「第二十五条第一号」に改め、同項第一号及び第二号中「あつて」を

「あつて」に改め、同条第二項中「第三十一條第一項第三号」を「第二十五條第一項第三号」に改める。

め、同条の表中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学

第十八条中「第三十三条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条各号中「あつて」を「あつて」に改める。

第十九条第一項中「第三十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、同条第二項中「第三十四条第三項」を「第二十八条第三項」に改める。

第二十條第一項中「第三十四條」を「第二十八條」に、「第十六條第三項」を「第九條第三項及び第二十一條第三項」に改め、同條第三項中「もつて」を「もつて」に改める。

第二十一条中「第三十五条」を「第二十九条」に改め、同条第

し、同号(九)中「第三十三条第一項第十二号」を「第二十七条第

一項第十一号」に改め、同号(九)中「第三十三条第一項第十三号」を「第二十七条第一項第十二号」に改め、同号(九)中「第三

め、同号(九)中「第三十三条第一項第十六号」を「第二十七条第

一項第十五号」に改め、同
二号(六)を次のように改める。

(六) 公害防止業務手当

第二十一条第二号(ウ)中「家畜保健衛生所長」の下に「及び次長」を加え、同号(エ)中「第三十三条第一項第十三号」を「第二十七条第一項第十二号」に改め、同条第四号(イ)中「あつて」を「あつて」に改め、同号(ロ)中「第二十八条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改め、同号中(ウ)を削り、(ウ)を(ロ)とし、同条第五号中「第二十八条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改め、「警察職員手当」の下に「(条例第二十七条第二項

第八号から第十七号までの作業に係るものに限る。」を加える。

第二十二條第一項中「よつて」を「よつて」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「第二十二條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条第三項中「第三十一條第一項第二号(一)」を「第二十五條第一項第二号(二)」に、「第三十條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同条第四項中「第三十四條第一項」を「第二十八條第一項」に改める。

別表知的障害児等指導補助業務手当の項を削り、同表防疫等業務手当の項中「第七条第一項第一号」を「第六条第二項第一号」に、「第七条第一項第三号」を「第六条第一項第三号」に改め、同表夜間看護等手当の項中「第九条第一項第一号」を「第八条第一項第一号」に、「第九条第一項第二号」を「第八条第一項第二号」に改め、同項の次に次のように加える。

麻薬取締 業務手当	業務に従事した日一日につき	八百五十 円
--------------	---------------	-----------

救急自動車乗務手当の項を削り、同表公害防止等業務手当の項を次のように改める。

公害防止 業務手当	業務に従事 した日一日 につき	工場又は事業場において行うばい煙、汚水又は悪臭の調査又は検査の業務	二百八十 円
		廃棄物の処理及び清掃に関する立入検査の業務	三百二十 円

別表温室内作業手当の項を削り、同表乗船作業手当の項中「第二十一条第一項第一号」を「第十八条第一項第一号」に、「第二十一条第一項第二号」を「第十八条第一項第二号」に改め、同表災害応急等作業手当の項中「第二十八条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「第二十八条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改め、同表学校職員手当の項中「第三十

「第一条第一項第一号」を「第二十五条第一項第一号」に、「第三十一条第一項第二号(一)」を「第二十五条第一項第二号(一)」に、「第三十一条第一項第二号(二)」を「第二十五条第一項第二号(二)」に、「第三十一条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に改

め、同表警察職員手当の項中

留置管理作業	警ら作業	電話交換作業	超中短波無線電話取扱作業	交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業		指紋、手口又は写真等を利用する犯罪鑑識作業	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕若しくは護送等の作業	警察官	少年補導職員	警察官以外の職員
				二輪自動車以外の自動車の運転作業	二輪自動車の運転作業					
月に勤務	月に勤務	月に勤務	月に勤務	月に勤務	月に勤務	月に勤務	月に勤務	月に勤務	月に勤務	月に勤務

つ	つ	つ
七千円	七千円	一万三百円

交通捜査等作業	交通取締用自動車その他特殊自動車の運転作業	犯罪鑑識作業	犯罪の予防若しくは捜査又は被疑者の逮捕の作業	道路において行う運転免許技能試験作業	き
高速自動車国道又はこれに接続して	二輪自動車以外の自動車の運転作業	犯罪又は事故の現場において鑑識作業	警察官	道路において行う運転免許技能試験作業	き
作業に従事した日一日につき	作業に従事した日一日につき	作業に従事した日一日につき	作業に従事した日一日につき	道路において行う運転免許技能試験作業	き
つ	つ	つ	つ	つ	つ
七千円	七千円	七千五百円	二千二百円	二千二百円	七千八百円

を

被疑者等留置作業	警ら作業	交通整理等作業											
		高速自動車国道及びこれに接続して いる自動車専用道 路以外において行 う作業	高速自動車 国道又 はこれに 接続して いる自動 車専用道 路におい て行う作 業	高速自動車 国道又 はこれに 接続して いる自動 車専用道 路におい て行う作 業	高速自動車 国道又 はこれに 接続して いる自動 車専用道 路におい て行う作 業	高速自動車 国道及 びこれに 接続して いる自動 車専用道 路以外に おいて行 う作業	高速自動車 国道及 びこれに 接続して いる自動 車専用道 路以外に おいて行 う作業	高速自動車 国道及 びこれに 接続して いる自動 車専用道 路におい て行う作 業	高速自動車 国道及 びこれに 接続して いる自動 車専用道 路におい て行う作 業	高速自動車 国道及 びこれに 接続して いる自動 車専用道 路におい て行う作 業	高速自動車 国道及 びこれに 接続して いる自動 車専用道 路におい て行う作 業		
作業に従事した日一日につき	作業に従事した日一日につき		作業に従事した日一日につき		作業に従事した日一日につき		作業に従事した日一日につき		作業に従事した日一日につき		作業に従事した日一日につき		作業に従事した日一日につき

五百六十円	三百四十円	五百六十円	二百八十円	五百六十円	四百二十円	八百四十円
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

した日一日
につき

五百六十円	四百六十円	三百十円	三百四十円	三百四十円
-------	-------	------	-------	-------

に、「あつて」を「あつて」に改め、同表の備

考中「第三十一条第一号」を「第二十五条第一号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
(人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 人事委員会規則七―四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。
附則第四項第二号中「技術吏員である」を「ダム建設工事現場の管理監督を行う」に改める。

人事委員会訓令

秋田県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

人事委員会事務局処務規程(昭和三十五年秋田県人事委員会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「課長」を「参事」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事務局長及び参事がともに不在のときは、課長がその事務を代決することができる。

第七条第三項中「秋田県行政文書管理規程(平成九年秋田県訓令第二号)の規定」を「知事の事務局における知事が保有する行政文書の管理」に改める。

第八条中「取扱」を「取扱い」に、「秋田県人事事務取扱規程(昭和四十二年秋田県訓令第四号)の規定」を「知事の事務局に属する職員の人事に関する取扱い」に改める。

第九条第三項中「の職員」を「に属する職員の修学部分休業に関する取扱い」に改める。

附 則

この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。

発
行
者

秋 田 県

購
読
料
金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印
刷
所

印
刷
者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 063-8766 FAX 063-0005
E-mail: matsubara@matsubara-sha.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄